



介護サービス事業者の 各種届出等について

県南広域振興局 長寿社会課

目次

- 1 指定更新
- 2 変更届
- 3 廃止・休止届
- 4 再開届
- 5 体制届
- 6 業務管理体制の届出
- 7 共生型サービス
- 8 介護サービス情報の公表

1. 指定更新

6年間の指定有効期間満了日までに指定更新を受ける必要があります

(1) 提出書類

- ① 指定更新申請書
- ② 添付書類

(2) 提出時期

有効期限満了の2月前までに県南広域振興局長寿社会課に提出してください。

(3) 更新案内

更新対象事業所・施設あてに案内文書を発送（半年分単位で年2回実施）

(4) その他

同一事業所で介護予防のサービス指定を併せて受けており、それぞれの有効期限が異なっている場合には、併せて更新できますので、希望する場合には介護予防事業所の更新申請も提出願います。

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護事業所の指定・更新等の様式について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/kaigo/jigyousho/1021716.html>

からダウンロード・確認

2. 変更届

介護事業所は、介護保険法施行規則で定める事項に変更があった場合は、**変更後10日以内**に届出が必要です。

(1) 提出書類

- ① 変更届出書
- ② 添付書類

※変更事項によって、添付書類が異なる

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護事業所の指定・更新等の様式について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/kaigo/jigyousho/1021716.html>

からダウンロード・確認

3. 廃止・休止届

廃止・休止しようとする日の1ヶ月前までに届出が必要（休止期間は、最長1年）

（1）提出書類

- ① 廃止・休止届出書
- ② 利用者の移管先リスト等

（利用者が別の事業所において介護サービスを継続利用できるよう配慮）

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護事業所の指定・更新等の様式について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1021716.html>

からダウンロード・確認

4. 再開届

休止していた事業を再開する場合は、再開した日から10日以内に届け出が必要
(届出がないまま、介護報酬を請求した場合は、請求エラーとなります。)

(1) 提出書類

- ① 再開届出書
- ② 従業者の勤務体制及び勤務形態を記載した書類

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護事業所の指定・更新等の様式について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoushiki/fukushi/kaigo/jigyousho/1021716.html>

からダウンロード・確認

5. 体制届

介護給付費算定に係る体制等に変更があった場合は届出が必要

(1) 提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（該当サービスが記載のページのみ）
- ③ 添付書類

(2) 提出期限

- ① 居宅系サービス事業所（訪問系・通所系・福祉用具）
 - 毎月15日までに届出 ⇒ 翌月から算定可能
 - 毎月16日以降に届出 ⇒ 翌々月から算定可能
- ② 介護保険施設、短期入所系サービス事業所
 - 月の初日までに届出 ⇒ 当該月から算定可能
 - 月の初日以降に届出 ⇒ 翌月から算定可能

(3) 注意点

- ・ 確実に算定できることが見込まれた時点で提出
- ・ 加算を不要とする場合は、その状況が確実になった時点で、速やかに提出

○各サービスに共通する加算・減算

加算・減算	内 容
特別地域加算	離島や山村などの一定地域（特別地域）にある事業所がサービス提供した場合の加算
中山間地域等における小規模事業所加算	特別地域以外の中山間地域などにある小規模な事業所がサービス提供した場合の加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域の居住者に対して通常の事業実施範囲を超えてサービスを提供した場合の加算
サービス提供体制強化加算	介護福祉士の配置割合や職員の勤続年数、職員に対する研修など一定基準を満たす事業所として県に届け出た事業所に対する加算
介護職員処遇改善加算	介護職員の資質向上の取組、雇用管理・労働環境の取組など一定基準を満たす事業所として県に届け出た事業所に対する加算

加算・減算	内 容
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態などの基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたりその情報を活用している事業所として県に届け出た事業所に対する加算
同一建物等減算	サービス事業者と同一の建物や敷地内、集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供した場合
定員超過減算	利用者・入所者の数が事業所・施設の定員を超えている場合
人員基準欠如減算	従業員の配置が事業所・施設の人員基準を満たしていない場合

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式等について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoushou/fukushi/kaigo/jigyoushou/1053372/index.html>

からダウンロード・確認

6. 業務管理体制の届出

- 実施しているサービス数により、届け出る書類が異なる。（下表のとおり）
- 事業者として既に届出済みの場合は、提出は不要
- 届出内容や届出先の区分が変更になった場合は、14日以内に変更届出書を提出
- 法人の代表者、法令遵守責任者等が変更となった場合は、変更届が必要となります。（管理者が法令遵守責任者となっている法人は、人事異動等により変更となった際は、業務管理体制の変更届も忘れずに届出願います。）

サービス数	法令遵守責任者選任	法令遵守規程の概略	法令遵守にかかる内部監査規程の概略
20未満	○		
20以上 100未満	○	○	
100以上	○	○	○

区 分	提 出 先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	
事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
上記以外の事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
② 地域密着型サービス事業（予防含む）のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町内に所在する事業者	市長 町長
③ ①及び②以外の事業者	
ア 主たる事務所の所在地が岩手県内にある介護サービス事業者	岩手県知事
イ 主たる事務所の所在地が岩手県外にある介護サービス事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事

※様式・添付書類は、岩手県ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制の整備について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/kaigo/jigyousho/1003728.html>

からダウンロード・確認

7. 共生型サービス

介護保険と障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所であれば、もう一方の制度における「共生型サービス」の指定を受けてサービス提供できます。

障害者総合支援法等	介護保険法
<ul style="list-style-type: none">○指定居宅介護事業所○重度訪問介護に係る事業所	<ul style="list-style-type: none">○訪問介護事業所
<ul style="list-style-type: none">○指定生活介護事業所○指定自立訓練（機能訓練）事業所○指定自立訓練（生活訓練）事業所○指定児童発達支援事業所○指定放課後等デイサービス事業所	<ul style="list-style-type: none">○通所介護事業所
<ul style="list-style-type: none">○指定短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none">○短期入所生活介護事業所○介護予防短期入所生活介護事業所

8. 介護サービス情報の公表

「介護サービス情報の公表」制度について、詳しくはこちらをご覧ください

- 介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/03/index.php>



- 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoushou/fukushi/kaigo/jigyoushou/1003732.html>